

平成25年2月21日

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟の提起について

本日、東京都と神奈川県の家帯26件について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、管轄する地方裁判所に提起しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない家帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した東京都と神奈川県の未契約家帯について、平成24年11月22日と平成25年1月24日に民事訴訟を提起せざるを得ない旨の予告通知を発送していました。このうち26件について、どうしても契約に応じていただけないため、最後の手段としてやむを得ず、民事訴訟の提起に至りました。

これまでの未契約家帯に対する民事訴訟

- ・ 未契約家帯については、これまでに26件の民事訴訟を提起しましたが、このうち18件は円満に受信契約を締結していただき、訴えを取り下げました。また、1件は相手方からの反論がなくかつ第1回期日に相手方が欠席したため、NHKの請求をそのまま認める判決が出されました。
- ・ 残る7件は東京地裁で係属中です。